

ご存知ですか？「学生納付特例制度」 と「若年者納付猶予制度」

国民年金だより
問い合わせ先
市民課国保年金グループ
☎ 40-5556
栃本年金事務所
☎ 0282-22-6074

学生納付特例制度とは

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。

若年者納付猶予制度とは

学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」があります。

若年者納付猶予の承認期間については7月から翌年の6月までですが、承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

「納付」と「学生納付特例・若年者納付猶予」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例 若年者納付猶予	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	受給資格期間に入るか？	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間に入るか？	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算されるか？	○ されます	× されません	× されません

これらの申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に障害年金を受けることができなくなります。

- 申請は各庁舎市民課窓口にて受け付けます。
- 必要なもの
 - ・ **学生納付特例** 年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書の写し、雇用保険の離職票または受給資格者証（失業した場合）
 - ・ **若年者納付猶予** 年金手帳、印鑑、雇用保険の離職票または受給資格者証（失業した場合）